

『緑の循環』認証会議(SGEC)分別・表示システム

運 営 規 程

(最終改正 平成 18 年 9 月 1 日)

(総 則)

第 1 条 S G E C 森林認証された森林から産出される林産物(以下、「認証林産物」という)が、適正にユーザーサイドに提供されるよう、分別管理と表示管理を的確に推進することによって、「『緑の循環』認証会議(S G E C)」(以下、「S G E C」という)の目的を保証し、信頼と安心の認証システムとして機能するための運営は、この規程の定めるところによる。

(認 定 事 業 体)

第 2 条 認証林産物の取り扱いを業務とすることを公開しようとする事業体は、S G E C より認定書を取得(以下、「認定事業体」という)して事業活動を行うことができる。

第 3 条 認定される認定事業体の業種は、認証林産物に係わる流通、加工、販売、設計等の広い分野の業種を対象とする。

2 認定事業体は、複数の業種の認定を同時に取得することができる。

3 複数以上の事業体が形成する集団が、代表者及び認証林産物の一元的な分別・表示管理計画の提出により、認定事業体として認定書を取得(以下、「認定統合事業体」という)することができるとともに、形成する各事業体も認定事業体となることができる。

第 4 条 認定事業体は、本規程に定める分別管理及び表示管理を行う。

2 認定事業体には、認証林産物の履歴、工程を明示、説明する管理責任者をおかなければならない。

(認 定 事 業 体 の 審 査)

第 5 条 認定事業体の認定を取得しようとする事業体(以下、「申請者」という)は審査機関に審査を申請する。

2 審査の申請に当たっては、申請者の代表者、所在地、事業内容等の業務概要とともに、認定対象業種、分別・表示管理計画、管理責任者など、審査機関が指定する資料を整えた申請書を審査機関に提出する。

3 審査機関は、提出された申請書の審査及び実地審査を行い(以下、「認定審査」という)、設定した審査基準に基づき認定の可否を判定する。

第 6 条 審査機関は、審査担当者として専門的な知見を有する団体等に、審査事

務を代行させることができる。

第7条 申請者が行う審査に係わる事務は、S G E Cに登録されているコンサルタント機関に代行させることができる。

第8条 申請者(認定事業者)は、審査機関に認定審査料を、それぞれの審査時に納付する。

(認定事業者の認定)

第9条 審査機関は、認定審査を行い認定を決定した案件につき、「S G E C分別・表示事業者審査報告書」をS G E Cに提出する。

2 前項の報告書には次の事項を記載する。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 申請者の事業内容、認定する業種、分別・表示の管理体制
- (3) 審査担当者など審査経過
- (4) 審査の判定結果

なお、本項の申請者には、認定統合事業者における代表者及びそれを形成する事業者を含む。

第10条 S G E Cは、審査機関からのS G E C分別・表示事業者審査報告書を受け、監査委員会による的確な審査経過の確認を経て、申請者に対する「S G E C認証林産物取扱認定事業者証書」を審査機関を経由して交付するとともに、認定事業者として登録する。

2 認定事業者(申請者)は、前項の証書の交付料を、審査機関を経由してS G E Cに納付する。

第11条 前条の証書及び登録は、5年の期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。更新の手続きは、認定審査に準ずる。

第12条 認定事業者は、分別管理、表示管理の運営状況について、年1回の審査機関による審査(以下、「管理審査」という)を受けなければならない。

2 審査機関は、年1回の定期的な管理審査を行い、当該認定事業者の的確な分別・表示管理の運営を確認する。

3 認定事業者は管理審査に要する管理審査料を審査機関に納付する。

(分別管理)

第13条 認定事業者は、保管、製造加工、出荷など各工程において、認証林産物が非認証の他の林産物と混在しないように分別して管理する。

2 本規程に定める表示ツールにより、分別管理の履行明示をおこなう。

第14条 前条の分別管理には、伝票へのS G E Cスタンプの押印あるいは電算処理におけるコード管理等により、数字化された資料を整備し、管理責任者は明

示・説明責任を遂行する。

- 2 前項の資料は、表示管理における取扱数量に係わる表示の資料とする。

(表示管理)

第15条 S G E Cは、多様用途に対応するS G E Cマークを制作するとともに、S G E Cマークを付した標識看板、フラッグ、シート、ラベル、刻印、押印スタンプ等(これらを以下、「表示ツール」という)の仕様書を制作する。

- 2 認証森林所有者は、認証された森林から生産された当該認証森林所有者が管理する丸太等林産物について、S G E Cの表示ツールで明示することが出来る。

第16条 認証森林の当該管理者及び認定事業者は、事業者名の標記に付して、S G E Cマーク及びS G E C認定事業者であること(例：S G E C認定事業者、S G E C認定会社など)を表記することができる。

第17条 認定事業者は、保管、製造加工、出荷など各工程における認証林産物の所在の現場又は認証林産物の現物に、適切な表示ツールで明示する。

- 2 認定事業者は、認証林産物による製品に、ラベルの貼り付けあるいはスタンプでの押印などによる表示を付して販売することができる。

第18条 S G E Cマークを付した表示ツールは、J A Sマーク、都道府県等が行う地域材としての規格・品質を保証する認証マークなど、S G E Cマークの主旨を損なわない他の制度による林産物に関する表示マークと、並列して表示することができる。

(表示ツールの利用)

第19条 認定事業者は、必要とする表示ツールの頒布を、審査機関に申請する。

- 2 審査機関は、「表示ツール申込書」を提出した認定事業者について、認定審査、管理審査などにより当該事業者の的確な運営を確認し、S G E Cに当該事業者への頒布を申告する。

第20条 表示ツールの頒布を受ける認定事業者は、表示ツール申請手数料、表示ツール用品料及び表示ツールのマーク料を審査機関に、審査機関はマーク料をS G E Cにそれぞれ納入する。

- 2 表示ツールマーク料は、標識看板、フラッグ、シート、刻印、押印スタンプ等についてはそれぞれに年間使用料を、ラベルについては一枚当たりの使用料を、S G E Cが別に定めるものによる。

第21条 認定事業者は、印刷など、第15条に規定する表示ツールの使用以外の方法により、業務の対象とする製品、広告宣伝用物品などへの、S G E Cマークを使用しようとするときは、その目的、方法、事業量等を記載した「S G

ＥＣマーク使用許可申請書」を審査機関に提出する。

- 2 審査機関は、前項の提出された申請書による実施を確認し、ＳＧＥＣに申告し、「ＳＧＥＣマーク使用許可証」を当該認定事業体に交付する。
- 3 当該認定事業体は、審査機関に対しＳＧＥＣマーク使用料を納入する。審査機関は、ＳＧＥＣに対しＳＧＥＣマーク料を納入する。

（ＳＧＥＣマークの表記方法）

第２２条 業務として取り扱う製品にＳＧＥＣマークを標記するに当たっては、ＳＧＥＣマークの下部に、その認証林産物が産出した認証森林名、当該認定事業体名を表記する。なお、当該認証森林の所有者名及び施業履歴等を追加表記することができる。

第２３条 認証林産物とそれ以外の林産物が、複合又は混合した製品にＳＧＥＣマークを標記するに当たっては、ＳＧＥＣマークの下部に、認証林産物の混合割合、当該認定事業体名を表記する。なお、当該認証林産物が産出した認証森林名、加工工場名等を追加表記することができる。

この場合、複合又は混合される認証林産物以外の林産物が、当該原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして、手続きが適切になされていないものについては、当該製品にＳＧＥＣマークの標記ができないものとする。

（ＳＧＥＣ認証システムの推進）

第２４条 ＳＧＥＣの趣旨の普及、ＳＧＥＣ認証システムの進展を図るため、地域ごとに、森林認証システムと分別・表示システムの構成会員に加え、ＳＧＥＣに賛同する個人、団体、企業等で構成する推進母体（ＳＧＥＣ地域推進会等）の結成に向け、ＳＧＥＣは普及に努めるとともに、審査機関はその結成を支援する。

- 2 前項の推進母体は、認証森林の情報、認証林産物の生産・流通情報、需要情報等の収集・発信、認証林産物の予約システムの確立のほか、ＳＧＥＣ認証システムが市民参加型の運営により広く普及させるため、ＳＧＥＣの趣旨に賛同する者を募り、ＳＧＥＣを支持する集合体（緑の循環サポートクラブ等）の結成及びその活動基盤の整備に努める。
- 3 ＳＧＥＣは、前項の集合体が活動する基盤を整備するため、需要者・市民へのインセンティブと還元策の基本となるシステムの構築を図る。

附 則

この規程は、設立総会で承認があった日（平成１７年６月３０日）から施行する。